



愛知県教育委員会飯田教育長様

2024年10月25日

請願人 行政を考える住民の会  
事務局 宮崎邦彦

連絡先

請 願

県立高校、事務長の働き方、についての実態把握と、検証および、改善を求める請願。  
(PTAの在り方を問うものではないことを断っておく)

請願理由

- 2024年、愛知県立高校のPTA規約と会計報告書(2023年度)を情報公開により受け取りました。
  - 公開された文書で、次の学校(添付資料)については、会則、規約の会計の担当者を見ると、事務長が明記されている。事務長として、赴任する前から、(もしくは、3月時点から)事務長は、PTA会計を担うことが決まっているということである。
    - 守山高校PTA規約一部(資料1)と、2023年度決算書(資料2)
    - 中村高校PTA規約1部(資料3)と、2023年度決算書(資料4)
    - 東浦高校PTA会則1部(資料5)と、2024年度予算書(資料6)
    - 東郷高校PTA規約1部(資料7)と、2023年度決算書(資料8)
    - 西尾東高校PTA会則1部(資料9)と、2023年度決算書(資料10)
    - 名古屋南高校PTA会則1部(資料11)と、2023年度決算書(資料12)
    - 鳴海高校PTA会則1部(資料13)と、2023年度決算書(資料14)
    - 名古屋工科高校PTA会則1部(資料15)と、2023年度決算書(資料16)
  - 会計は扱う金額が、多いところでは、年間、1000万円超の金額である。
    - 今回、ある学校の教頭に、事務長が、PTA会計に、年間何時間要しているのかということをお聞きしたところ、把握していないということでした。
      - 何百万円というお金を、年間扱うということは、相当大変なことであることが予想される。事務長は、何時PTA会計の処理をやっているのか、想像できない。
      - もし、勤務時間外で行っているとしたら、膨大な時間と推測されるので、問題であり、時間内でやっているとしたら、どのような、方法でこなされているのか、疑問である。
    - 東郷高校規約には、会長が委嘱するという記載があるが、公務員にどのような場合委嘱できるのか疑問である。相当大変なPTA会計を委嘱できるとしたら問題である。
  - 事務長の働き方改革のために、まずは実態について把握することが先決であり年内には、上記記載の高校については、すみやかに調査をしてもらうことは必要であり、そ

の調査結果を受けて、事務長の働き改革・改善に取り組んでもらいたい。

#### 請願事項

- 1 資料で上げた、守山高校をはじめとする高校の事務長が、PTA 会計の処理について、年間何時間要しているのか、調査すること。および、公表すること。
- 2 他の県立高校についても、事務長が、PTA 会計処理を行っている、学校については、要している時間を調査すること。および、公表すること。
- 3 高校において、PTA 会計について、事務長以外の職員が、かかわっている場合、要している、時間について調査をして、公表すること。
- 4 高校の事務長に対して、PTA 会計の処理等に、このまま、かかわらせるかどうかを「教育委員会会議」として、明確にすること。
- 5 各学校の、PTA 会計処理等、事務長以外に対応できないとするなら、各学校 PTA 会計のための職員を、増員すること。

口頭意見陳述希望

資料

役員名	保 護 者		学 校		任 務
	人数	選出方法	人数	選出方法	
会 長	1 名	常任委員会の推薦に基づき総会で選出			本会を代表し、会務を総理し、諸議会を招集・司会する。
顧問			1 名	校 長	会長を補佐する。
副 会 長	2 名	常任委員会の推薦に基づき総会で選出	1 名	教 頭	会長を補佐し、会長不在の場合の会務の代理をする。
会 計	1 名	委員中より会長が委嘱	1 名	事 務 長	会計に関する事務を行う。
書 記	1 名	委員中より会長が委嘱	1 名	校長が推薦する者を会長が委嘱する。	庶務を行う。
監 事	2 名	総会で選出			会計監査を行う。

委 員	若干名	各学年より選出	若干名	校長が推薦する者を会長が委嘱する。	委員会を構成する。
-----	-----	---------	-----	-------------------	-----------

(集 会)

第7条 本会の集会は、次のとおりとし、その議事は出席者の過半数で決する。

集会名	構 成	時 期	任 務
総 会	全 会 員	定時1回 (臨時必要時)	役員選出、決算・予算・年間事業計画その他必要事項の審議と決定
常任委員会	役員、各専門・特別委員会の正副委員長	臨 時	会務遂行上の重要事項・緊急事項の審議と処理。専門・特別委員会の設置等
合同委員会	全 委 員	臨 時	総会に代わって重要事項の審議と処理

備考 必要に応じ、総会・委員会の学年別集会をもつことができる。

## 資料

## 令和5年度 PTA会計収支決算書

愛知県立守山高等学校PTA

収入済額	支出済額	差引残額
2,633,649 円	1,621,015 円	1,012,634 円

## 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	収入済額	比較増減額	摘要
会費	1,458,000	1,531,350	73,350	450円/月
繰越金	1,095,000	1,095,999	999	前年度より
雑収入	1,000	6,300	5,300	
合計	2,554,000	2,633,649	79,649	

## 支出の部

(単位:円)

科目	当初予算額	流用額	最終予算額	支出済額	差引残額	摘要
運営費	952,000	0	952,000	736,150	215,850	
需用費	200,000	0	200,000	173,030	26,970	PTA広報紙印刷代
役務費	90,000	0	90,000	72,230	17,770	振込手数料
慶弔費	120,000	0	120,000	26,500	93,500	慶弔対応
旅費	160,000	0	160,000	146,234	13,766	役員旅費
会議費	12,000	0	12,000	7,305	4,695	常任・合同委員会飲物代(年5回)
専門委員会費	190,000	0	190,000	145,301	44,699	各専門委員会活動費
負担金	180,000	0	180,000	165,550	14,450	県高P連会費・高P連賠償保障掛金
事業費	1,502,000	0	1,502,000	784,865	717,135	
渉外費	10,000	0	10,000	0	10,000	通信費
研究奨励費	60,000	0	60,000	32,600	27,400	研究団体、教育団体の会費等
部活動支援金	1,300,000	0	1,300,000	675,235	624,765	部活指導費、指導旅費
事業諸費	132,000	0	132,000	77,030	54,970	行事助成費、消耗品代等
行事積立金支出	100,000	0	100,000	100,000	0	学校創立50周年記念事業積立金(平成27年度から)
合計	2,554,000	0	2,554,000	1,621,015	932,985	

令和5年度PTA会計・空調設備会計・行事積立金について、証拠書、諸帳簿等进行检查したところ、適正かつ正確に執行されていたので、ご報告いたします。

監査執行日

令和6年4月16日

監事

監事

## 愛知県立中村高等学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は愛知県立中村高等学校PTAと称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は家庭と学校の積極的な協力により、本校の教育目標に添う心身ともに健康な生徒の育成に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

- 1 総会、常任理事会、理事会を開催する。
- 2 会員の研修および親睦を図る。
- 3 学校の教育的環境の整備充実に努める。
- 4 教職員の研究を助成する。
- 5 その他必要と認められること。

## 第4章 会員

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

- 1 正会員  
本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する職員。
- 2 特別会員  
本校を卒業した生徒の保護者。

## 第5章 会計

第5条 本会の経費は会費、事業収入その他寄付金などをもって充てる。

第6条 会費は年額7,000円として、保護者から徴収する。

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8条 本会の資産は第2章の目的達成以外に使用してはならない。

## 第6章 役員

第9条 本会の役員は次の通りとする。

- |   |      |     |            |
|---|------|-----|------------|
| 1 | 会 長  | 1 名 | 保護者        |
| 2 | 副会長  | 4 名 | 保護者3名及び校長  |
| 3 | 書記   | 3 名 | 保護者2名及び教頭  |
| 4 | 会計   | 2 名 | 保護者1名及び事務長 |
| 5 | 会計監査 | 3 名 | 保護者2名及び教頭  |
- 役員は任期は1年とし、重任を妨げない。役員は兼務は認めない。

第10条 理事会で選出された理事6名及び教頭からなる推薦委員会が各役員候補を推薦し、総会で承認を得る。

第11条 役員は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、本会を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合にはその代理を務める。
- 3 書記は総会及び理事会の議事を記録する。
- 4 会計は本会の経理を担当し、総会において監査を経た決算を報告する。
- 5 会計監査は会計の監査にあたる。

第12条 会長は必要に応じて顧問を委嘱することができる。

## 第7章 総会

第13条 総会は年1回開く。

理事が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を招集する。

第14条 総会において次の事項を行う。

- 1 役員を選出
- 2 年度計画、年度予算などの承認
- 3 監査を経た年度決算の承認
- 4 その他必要事項

第15条 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第8章 常任理事会

第16条 常任理事会は会長、副会長、書記、会計、会計監査及び常任委員長によって構成する。

第17条 常任理事会の任務は次のとおりとする。

- 1 総会、理事会に提出する議案を作成する。
- 2 総会、理事会での決議事項を執行する。

## 第9章 理事会

第18条 理事会はクラスで互選された理事によって構成し、理事の任期は3年とする。

第19条 理事会の任務は次の通りとする。

- 1 総会に提出する議案を審議する。
- 2 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- 3 その他本会運営上必要な緊急事項について審議検討する。

第20条 理事会は每学期1回以上開く。

## 第10章 委員会

第21条 本会には常任委員会をおく。

必要に応じて特別委員会を設けることができる。但し任務が終われば解散する。特別委員会の人員、構成は理事会において定める。

第22条 常任委員会は次の4常任委員会とし、理事はいずれかに所属する。

生活委員会 生徒の心身の健全な発達を図る。

進路委員会 生徒の能力・適正に応じた進学指導に寄与する。

厚生委員会 会員の福祉向上に貢献する。

広報委員会 PTA活動を広報する。

各委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選する。

## 第11章 規約の改正

第23条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

附則1 本規約は 昭和60年5月14日から実施する。

2 一部改正 平成12年5月10日から実施する。

3 一部改正 平成18年5月9日から実施する。

4 一部改正 平成21年5月15日から実施する。

5 一部改正 平成26年5月9日から実施する。

6 一部改正 平成27年5月8日から実施する。

7 一部改正 平成28年5月13日から実施する。

8 一部改正 平成29年5月12日から実施する。

9 一部改正 令和元年5月10日から実施する。

10 一部改正 令和5年5月19日から実施する。

# 令和5年度 P T A 会計決算書

## ■総括の部

資料 4

収入額の合計	7,563,895円
支出額の合計	6,774,319円
残 額	789,576円 (翌年度へ繰越)

## ■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	収入済額	差引増減額	摘 要
繰越金	982,395	982,395	0	前年度からの繰越金
会 費	6,566,000	6,531,500	△ 34,500	年額7,000円
雑収入	605	50,000	49,395	日本教育公務員弘済会県支部奨励金
計	7,549,000	7,563,895	14,895	

## ■支出の部

(単位：円)

科目	予 算 現 額			支出済額	残額	摘 要
	予算額	増減額	計			
運営費	2,421,000	△ 131,383	2,289,617	1,893,746	395,871	
会議費	300,000	△ 61,383	238,617	178,860	59,757	総会・理事会・PTA懇談会等経費、会議用飲料等
負担金	230,000		230,000	202,390	27,610	高P連負担金、大会参加費
渉外費	10,000		10,000	3,996	6,004	
慶弔費	100,000		100,000	81,610	18,390	供花・香料
旅 費	450,000		450,000	378,630	71,370	高P連総会等出席旅費
需用費	250,000		250,000	208,539	41,461	総会資料等印刷、消耗品費
役務費	20,000		20,000	11,331	8,669	振込手数料等
広報費	330,000		330,000	309,870	20,130	中村高校だより発行費
研修費	370,000		370,000	280,680	89,320	P T A 研修会・大学見学研修見学バス料
使用料及び賃借料	61,000		61,000	59,290	1,710	卒業式暖房機器レンタル料
特別事業費	300,000	△ 70,000	230,000	178,550	51,450	中村未来塾、中村地球市民教室
事業費	4,828,000	131,383	4,959,383	4,830,573	128,810	
所定支払金	500,000		500,000	488,380	11,620	賠償保険、各教科分掌の分担金
部活動等支援金	2,928,000		2,928,000	2,810,810	117,190	部活動等の指導費・外部指導者報酬・旅費・備品購入費等
需用費	1,400,000	131,383	1,531,383	1,531,383	0	学校行事等経費、Webサイト保守料、卒業式費用、学習環境整備費
予備費	300,000	0	300,000	50,000	250,000	
予備費	300,000		300,000	50,000	250,000	
計	7,549,000	0	7,549,000	6,774,319	774,681	

## 東浦高等学校 P T A 会則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は愛知県立東浦高等学校 P T A と称し、その事務所を同校内に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 学校と家庭との緊密な連携と協力によって、教育の振興を図ることを目的とする。

第 3 条 本会はその目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 学校教育活動及び教職員の研究の支援と援助
- 2 生徒の教育環境の整備
- 3 会員の研修、親睦を図る諸事業
- 4 その目的達成に必要な事項

## 第 3 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。

本校に在学する生徒と保護者及び教職員（臨時的任用職員、非常勤職員を除く）を会員とする。

## 第 4 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- |   |              |     |                |
|---|--------------|-----|----------------|
| 1 | 会 長          | 1 名 | 保護者            |
| 2 | 副会長          | 3 名 | 保護者 2 名、校長     |
| 3 | 書 記          | 4 名 | 保護者 2 名、教頭 2 名 |
| 4 | 会 計          | 2 名 | 保護者、事務長        |
| 5 | 会計監査         | 3 名 | 保護者 3 名        |
| 6 | 各専門委員会の正副委員長 |     |                |

第 6 条 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は委員会が推薦し、総会で決定する。

第 7 条 役員は次の任務をもつ。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し、各種委員会に出席する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があればこれを代行する。  
P T A 会計の収支支出の命令は会長の委任により副会長である校長が代行する。
- 3 書記は本会のすべての記録を保管し、連絡事務を行う。
- 4 会計は金銭出納に関する事務を行い、関係諸帳簿を保管し、総会において決算を報告する。
- 5 会計監査は会計が保管する関係諸帳簿を監査し、総会においてその結果を報告する。

第 8 条 役員は任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。  
補欠役員は任期はその残留期間とする。

## 第 5 章 会 計

第 9 条 本会の経費は会員である保護者の会費とその他の収入をもって充てる。

第 10 条 会費は毎年総会において決める。ただし特別の場合には役員会で会員の会費を免除することができる。

3004  
5.13

**資料**

6

令和6年度 愛知県立東浦高等学校PTA会計予算(案)

収入予算額 3,585,833円

支出予算額 3,585,833円

差引残額 0円

収入の部

(単位:円)

収入科目	予算額	前年度予算額	比較増減額	説明
会費	2,682,000	2,640,000	42,000	1人月額500円×12月×447名
雑収入	1	1	0	
繰越金	903,832	984,992	▲81,160	前年度繰越金
合計	3,585,833	3,624,993	▲39,160	

支出の部

(単位:円)

支出科目	予算額	前年度予算額	比較増減額	説明
運営費	1,094,000	1,094,000	0	運営費
旅費	210,000	210,000	0	(1) 総会・役員会等開催費 160,000円 ・総会 年1回開催 ・役員会 年3回程度開催 ・委員会 年3回程度開催
需用費	80,000	80,000	0	(2) 研修会等開催費 170,000円 ・進路見学会 年1回開催 ・スポーツ大会 年1回開催
役務費	264,000	264,000	0	(3) 広報紙等の発行費 140,000円 ・富士塚だより 年3回発行 ・消耗品
使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	(4) PTA連合会活動費 250,000円 ・全国大会参加 於 茨城県 ・東海大会参加 於 三重県 ・県総会、研究集会等参加
慶弔費	80,000	80,000	0	(5) 事務費等 374,000円 ・通信費及び慶弔費等
渉外費	10,000	10,000	0	
会議費	80,000	80,000	0	
広報費	140,000	140,000	0	
負担金	40,000	40,000	0	
研修費	170,000	170,000	0	



2024.5.13

資料 17

1 愛知県立東郷高等学校PTA規約

(昭和43制定 49改 59改 令和5改)

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立東郷高等学校PTAと称する。

第2章 目 的

第2条 本会は生徒の保護者と職員との関係を密にし、心身ともに健康な生徒の育成に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

- 第3条 本会は前条の目的遂行のため次の事業を行う。
- 1 家庭、学校及び社会における生徒の学習、行動、保健などの生活全般の補導に関すること。
  - 2 本校の教育環境の整備充実のために協力援助すること。
  - 3 その他本校の教育推進及び教職員の研究の助成をはかるために必要なこと。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は生徒の保護者及び本校職員とする。

第5章 役 員

第5条 本会の役員選出方法、任務・任期は次のとおりとする。

役員名	選出方法	任務	任期
会長 1名	保護者 理事会で推薦し、 総会で承認	本会を代表し、会務を総理する。	1年とし再選を妨げない。欠員が生じた場合は、補充することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
副会長 3名	保護者2名 校長 理事会で推薦し、 総会で承認	会長を補佐し、会長事故あるときは代理を務める。	
理事 若干名	保護者 教頭 各学年より選出	理事会を構成し、重要事項を審議する。	
書記 2名	保護者1名 職員1名 会長が委嘱	会務の記録を整理・保管する。	
会計 2名	保護者1名 事務長 会長が委嘱	会計事務を処理する。	
監事 2名	保護者 理事会で推薦し、 総会で承認	事業及び会計を監査する。	
顧問 若干名	常任理事会の推薦により、 会長から委嘱	会長の諮問に応ずる。	

2024.5.13  
資料

資料

令和5年度 P T A会費収支決算書

収入の部

(単位円)

科 目	予算額	収入額	過不足額	摘 要
会 費	3,858,000	3,788,000	▲ 70,000	月500円×延7,576名
繰 越 金	1,002,112	1,002,112	0	前年度より繰越
雑 収 入	1	0	▲ 1	
合 計	4,860,113	4,790,112	▲ 70,001	

支出の部

(単位円)

科 目	当初予算額	予算流用額	現計予算額	支出額	残 額	摘 要
運 営 費	1,264,000	0	1,264,000	1,027,159	236,841	
会議費	55,000		55,000	18,109	36,891	理事会、役員会等
負担金	140,000	0	140,000	127,660	12,340	高P連会費、大会参加費
渉外費	20,000	0	20,000	3,218	16,782	駐車場謝礼
慶弔費	100,000	0	100,000	21,850	78,150	会員慶弔費
旅 費	480,000	0	480,000	425,320	54,680	
需用費	45,000	0	45,000	34,650	10,350	記念品
役務費	20,000	0	20,000	13,596	6,404	通信連絡費、振込手数料等
広報費	330,000	0	330,000	329,296	704	校報「とうごう」発行費(年4回)
研修費	20,000	0	20,000	0	20,000	
使用料及び賃借料	54,000	0	54,000	53,460	540	印刷機使用料
事 業 費	3,329,000	10,480	3,339,480	2,731,423	608,057	
所定支払金	53,000	0	53,000	38,520	14,480	研究会会費等
報償費	100,000	0	100,000	22,220	77,780	生徒表彰
旅 費	10,000	0	10,000	0	10,000	家庭訪問等旅費
需用費	1,360,000		1,360,000	1,247,393	112,607	学校行事費、環境整備補助等
役務費	100,000	10,480	110,480	110,480	0	
部活動支援費	1,590,000		1,590,000	1,253,300	336,700	部活動謝金等
使用料及び賃借料	116,000	0	116,000	59,510	56,490	卒業式ストrobeレンタル等
予 備 費	267,113	▲ 10,480	256,633	0	256,633	
予備費	267,113	▲ 10,480	256,633	0	256,633	
合 計	4,860,113	0	4,860,113	3,758,582	1,101,531	

総収入額 4,790,112 円

総支出額 3,758,582 円

差引残額 1,031,530 円(次年度へ繰越)

(2022.10.11)  
5/24/11

資料

愛知県立西尾東高等学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は愛知県立西尾東高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校、家庭、及び社会における生徒の福祉を増進し、本校の教育目標を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するため次の諸事業を行う。

1. 生徒の教育のための保護者との連絡協議
2. 生徒の教育環境の整備
3. 学校内外における生徒の善導及び諸活動の援助
4. 会員相互の研さん、親睦をはかる事業
5. その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 本校生徒の父母又はこれに代る保護者、及び本校教職員
2. その他特に本会の目的に賛同し、役員承認を得た者

第5条 本会は必要に応じ、顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員及び会計監査)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |            |
|---------|----|------------|
| 1. 会長   | 1名 | (保護者)      |
| 2. 副会長  | 3名 | (保護者及び校長)  |
| 3. 書記   | 2名 | (保護者及び教頭)  |
| 4. 会計   | 2名 | (保護者及び事務長) |
| 5. 女性代表 | 3名 | (各学年保護者)   |

第7条 本会に次の会計監査を置く。

- |      |    |       |
|------|----|-------|
| 会計監査 | 2名 | (保護者) |
|------|----|-------|

第8条 役員及び会計監査は評議員が推薦し、総会において決定する。

第9条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとし、兼任することができない。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、各種会合を召集司会する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
3. 書記は本会の記録を整理保管し、通信連絡の事務に当る。
4. 会計は金銭出納に関する事務を行い、関係諸帳簿を保管し、会計監査を経た決算を定期総会において報告する。
5. 会計監査は会計を監査し、定期総会において報告する。

第10条 役員及び会計監査の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

補欠の役員及び会計監査の任期は前任者の残任期間とする。

令和5年度

5

**資料**

令和5年度 P T A会計 決算書

収入 済 額 7,834,588円  
 支出 済 額 6,917,805円  
 差 引 残 額 916,783円 翌年度へ繰越

収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	収入済額	比較増減額	摘 要
会 費	7,273,500	7,252,700	△ 20,800	650円×延べ11,158名
繰 越 金	581,888	581,888	0	前年度繰越金
雑 収 入	612	0	△ 612	
合 計	7,856,000	7,834,588	△ 21,412	

※ シンガポール研修中止のため、研修に係る経費相当分として、ひと月分の会費650円を減額。

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用増減額	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
運 営 費	2,513,000	△214,000	2,299,000	1,701,967	597,033	PTAの団体としての運営に要する経費
会 議 費	50,000	0	50,000	22,436	27,564	総会、役員会、評議員会に係る経費
負 担 費	650,000	0	650,000	619,380	30,620	高P連会費、高P連賠償責任補償制度掛金及び施設賠償責任保険料等
慶 弔 費	150,000	0	150,000	23,965	126,035	見舞金支給規定に基づく費用
旅 費	250,000	0	250,000	235,430	14,570	高P連大会等参加旅費
需 用 費	200,000	0	200,000	136,554	63,446	総会資料印刷、消耗品購入等
通 信 費	53,000	0	53,000	52,800	200	諸連絡用切手
手 数 料	350,000	0	350,000	304,790	45,210	学校諸会費払込手数料
広 報 費	200,000	1,000	201,000	200,794	206	PTA会報「まつかぜ」印刷等の広報活動に係る経費
研 修 費	600,000	△215,000	385,000	103,572	281,428	研修会に係る経費
校外指導費	10,000	0	10,000	2,246	7,754	交通安全等の校外指導に係る経費
事 業 費	5,250,000	285,000	5,535,000	5,215,838	319,162	学校支援的経費(会則3条による)
渉 外 費	10,000	0	10,000	1,950	8,050	講演会講師交通費
所定支払金	70,000	0	70,000	53,300	16,700	教科教育研究団体会費等
報 償 費	60,000	0	60,000	27,000	33,000	生徒表彰経費
旅 費	1,450,000	69,000	1,519,000	1,514,335	4,665	休日、時間外出張旅費
部活動支援費	1,800,000	215,000	2,015,000	2,008,220	6,780	部活動充実経費、部活動指導謝金
需 用 費	1,350,000	0	1,350,000	1,276,293	73,707	学校行事、学習環境整備、教科指導充実用消耗品等
通 信 費	10,000	1,000	11,000	10,680	320	保護者等連絡用郵便料金
使用料及び賃借料	500,000	0	500,000	324,060	175,940	HPサーバーレンタル、テントレンタル料等
予 備 費	93,000	△71,000	22,000	0	22,000	上記に含まない経費
合 計	7,856,000	0	7,856,000	6,917,805	938,195	

## 愛知県立名古屋南高等学校PTA会則

第1条 本会は、愛知県立名古屋南高等学校PTAと称する。

第2条 本会は、家庭と学校との積極的な協力により、教育に関する理解を深め、心身ともに健全な生徒の育成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学校教育への援助
2. 学校の教育環境の整備充実
3. 学校と家庭との連携の緊密化
4. 教育に関する理解を深めるための会員の研修及び教職員の研究の助成
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会の会員は生徒の保護者及び職員をもって構成する。

第5条 本会に次の役員ならびに委員を置く。

1. 会長1名（保護者）本会を代表し、会務を統括し、諸会議を招集司会する。
2. 副会長3名（保護者2名・校長）会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
3. 書記3名（保護者2名・教頭1名）書記に従事し、記録を保管する。
4. 会計2名（保護者1名・事務長）経理をつかさどり、関係帳簿保管にあたる。
5. 監査3名（保護者2名・教頭1名）会計を監査する。

役員配置は概ね下記の通りとする

3年生（会長1名・副会長2名）2年生（書記2名・会計1名）

1年生（監査2名）

6. 委員各学年15名程度（保護者）委員会に出席する。

第6条 役員並びに委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 役員並びに委員の選出方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、書記、会計、監査（保護者）は総会において選出する。
2. 委員は会長が委嘱する。

第8条 本会の会務遂行のため次の会議を行う。

1. 総会は年1回開き、年間事業及びその他の事業に関する審議決定と役員を選出、決算報告と予算案の承認を行う。上記定期総会のほかに、会長は必要に応じて委員会にはかり、臨時総会を開くことができる。
2. 役員会は会長、副会長、書記、会計、監査で構成する。必要に応じて開き、会務遂行に当たる。
3. 委員会は委員、役員で構成する。必要に応じて開き、総会にかわって重要事項を審議する。
4. 上記の他、会長は委員会にはかり、専門委員会を設けることができる。その構成は役員会で定める。

第9条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入によって充てる。

第10条 会費は毎年総会において決定する。

第11条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 本会則の改正は総会の決議を要する。ただし、改正案の内容は、総会にはかる前に全会員に通知しておかなければならない。

附 則 1. 委員会は運営上必要な内規等を設けることができる。

2. 会費は年4回、学校徴収金（教育振興費・生徒会費・学年会計費）とともに納入するものとする。職員は会費の納入を免ずる。

3. 本会則は昭和59年4月5日から施行する。

4. 附則2は平成22年4月1日から施行する。

5. 会則を一部改正し平成23年4月1日から施行する。

6. 会則を一部改正し平成25年4月1日から施行する。

7. 会則を一部改正し令和4年4月1日から施行する。

(第2号議案)

令和5年度 PTA会計決算報告

資料

12

収入決算額 10,497,855 円

支出決算額 9,231,459 円

差引残額 1,266,396 円

1 収入の部

(単位:円)

収入科目	予算額	収入済額	増減額	摘要
繰越金	1,004,518	1,004,518	0	前年度より繰越金
会費	9,535,680	9,489,480	△ 46,200	4~3月分
雑収入	0	3,857	3,857	
合計	10,540,198	10,497,855	△ 42,343	

2 支出の部

(単位:円)

支出科目	予算額			支出済額	残額	摘要	
	当初予算額	流用増減額	予算現在額				
運営費	2,440,000	0	2,440,000	1,633,301	806,699		
節内訳	会議費	120,000	0	120,000	70,225	49,775	役員会・委員会に要する費用
	渉外費	20,000	0	20,000	0	20,000	連絡、交渉等に要する費用
	負担金	220,000	0	220,000	171,094	48,906	県高P連会費等に要する費用
	慶弔費	100,000	0	100,000	51,550	48,450	慶弔規定に要する費用
	旅費	270,000	0	270,000	130,890	139,110	全国大会等の参加に要する費用
	需用費	250,000	0	250,000	189,825	60,175	総会資料印刷・消耗品の購入等に要する費用
	役員費	110,000	0	110,000	61,810	48,190	ゆうちょ銀行振替手数料等に要する費用
	広報費	800,000	0	800,000	662,453	137,547	会報、校誌の印刷に要する費用
	研修費	320,000	0	320,000	262,910	57,090	PTA研修会、大学見学会等に要する費用
委員会費	230,000	0	230,000	32,544	197,456	保護者懇談会等に要する費用	
事業費	7,910,000	0	7,910,000	7,598,158	311,842		
節内訳	所定支払金	80,000	0	80,000	61,586	18,414	教科教育研究連合会会費等に要する費用
	報償費	80,000	0	80,000	33,000	47,000	講演講師の謝礼等に要する費用
	旅費	550,000	0	550,000	503,615	46,385	生徒引率・生徒指導等に要する費用
	需用費	580,000	1,000	581,000	580,776	224	学校行事等の消耗品購入に要する費用
	役員費	570,000	△ 1,000	569,000	479,850	89,150	賠償責任保険料等に要する費用
	使用料及び賃借料	50,000	0	50,000	36,154	13,846	学校行事用物品借上等に要する費用
	部活動援助費	5,000,000	500,000	5,500,000	5,403,177	96,823	全国競技会参加経費補助等に要する費用
	周年事業等積立金	1,000,000	△ 500,000	500,000	500,000	0	周年事業の積立費用
予備費	190,198	0	190,198	0	190,198		
節予備費	190,198	0	190,198	0	190,198		
合計	10,540,198	0	10,540,198	9,231,459	1,308,739		

# 愛知県立鳴海高等学校PTA会則

資料 13

55. 5. 13	会則一部改正	11. 5. 13	会則一部改正
57. 5. 14	〃	16. 5. 19	〃
58. 5. 13	〃	17. 5. 20	〃
60. 5. 10	〃	21. 5. 20	〃
2. 5. 11	〃	22. 5. 20	〃
5. 5. 17	〃	23. 5. 19	〃
9. 5. 15	〃	3. 5. 19	〃

## 第一章 名 称

第 1 条 本会は愛知県立鳴海高等学校PTAと称し、事務局を愛知県立鳴海高等学校内に置く。

## 第二章 目 的

第 2 条 本会は家庭と学校の積極的協力により、教育に対する相互理解を深め、本校の教育目標にそうよう心身ともに健康な生徒の育成に寄与することを目標とする。

## 第三章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的遂行のため次の事業を行う。

1. 家庭と学校の関係を緊密にし、生徒の教育上の諸問題について連絡協議し、生徒の健全な育成をはかること。
2. 会員の研修および親睦をはかること。
3. 学校の教育環境の整備充実のために協力援助すること。
4. 県下各高等学校PTAと連絡協力すること。
5. 教職員の研究の助成をはかる。
6. その他、この会の目的に必要なこと。

## 第四章 会 員

第 4 条 本会の会員は生徒の保護者および本校職員とする。

## 第五章 役 員・委 員

第 5 条 本会に次の役員・委員をおく。

- |       |                    |                              |
|-------|--------------------|------------------------------|
| 1 会 長 | 1 名 (保護者)          | 本会を代表し会務を統括する。               |
| 2 副会長 | 若干名 (保護者若干名・校長)    | 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。 |
| 3 書 記 | 若干名 (保護者・教頭・教諭 1名) | 庶務に従事し、記録を保管する。              |
| 4 会 計 | 2 名 (保護者 1名・事務長)   | 経理を取り扱う。                     |
| 5 監 事 | 若干名 (保護者)          | 会計を監査する。                     |
| 6 委 員 | 若干名 (保護者)          | 委員会に出席し、主な会務を審議する。           |
| 7 顧 問 |                    | 会長の諮問に応じる。                   |

第 6 条 役員・委員の選出方法は次のとおりとする。

1. 会長・副会長・および監事は、(7)・(イ)の構成による次期役員選考委員会が推薦し、総会において決定する。  
(7) 役員及び3年生委員  
(イ) 教頭および教諭1名
2. 書記および会計は、会長が委嘱する。
3. 委員(保護者)は、中学校区から若干名を次期役員選考委員会で選出する。
4. 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 7 条 役職員の任期は1年とし、再任を妨げない。

資料

## 令和5年度PTA会計決算書

収入済額 5,443,656 円

支出済額 4,822,281 円

残 額 621,375 円 (翌年度へ繰越)

## 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	差引増△減	摘 要
繰越金	909,256	909,256	0	前年度繰越金
会 費	4,507,200	4,479,200	△ 28,000	延べ 11,198人×@400円、生徒異動等に伴う減△28,000円
雑収入	1	55,200	55,199	天翔祭模擬店売上
計	5,416,457	5,443,656	27,199	

## 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 現 額			支出済額	差引額	摘 要
	予算額	流用額	計			
運営費	2,010,000	△ 90,000	1,920,000	1,671,578	248,422	
会議費	50,000		50,000	27,367	22,633	会議に要する経費
負担金	280,000		280,000	250,440	29,560	高P連分担金、大会参加費、保険料
慶弔費	40,000		40,000	20,000	20,000	会員慶弔費
旅 費	200,000	80,000	280,000	275,495	4,505	各種会議、大会参加旅費
需用費	100,000		100,000	78,380	21,620	総会資料印刷、消耗品
役務費	40,000		40,000	5,390	34,610	通信連絡費等
広報費	650,000		650,000	548,570	101,430	PTA新聞印刷
専門委員会活動費	650,000	△ 170,000	480,000	465,936	14,064	専門委員会活動に要する経費
事業費	3,300,000	180,000	3,480,000	3,150,703	329,297	
渉外費	35,000	4,000	39,000	38,979	21	文化講演会謝礼・旅費
所定支払金	70,000		70,000	54,592	15,408	会費、大会参加費
部活動指導等支援金	2,220,000	△ 100,000	2,120,000	1,868,510	251,490	対外試合等引率旅費、平日の勤務時間外の部活動指導等に要する経費及び部活動物品
需用費	800,000	336,000	1,136,000	1,135,822	178	学校行事等援助費用
使用料及び賃借料	175,000	△ 60,000	115,000	52,800	62,200	きずなネット利用料
予備費	106,457	△ 90,000	16,457	0	16,457	
予備費	106,457	△ 90,000	16,457	0	16,457	
計	5,416,457	0	5,416,457	4,822,281	594,176	

会計諸帳簿、預金通帳等検査したところ、上記のとおり適正と認めます。

令和6年4月10日

監事

監事



愛知県立名古屋工科高等学校PTA会則

第 I 章 (名 称)

第 1 条 本会は愛知県立名古屋工科高等学校PTAと称する。

第 II 章 (目 的)

第 2 条 本会は次の諸項を行うことを目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
2. 会員相互の親睦をばかり、新しい民主的教育に対する理解を深めこれを推進する。
3. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の教育について保護者と教職員とが協力をするようにする。
4. 保護者と教職員とが一般社会の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
5. 学校の教育的環境の整備をはかる。

第 III 章 (方 針)

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的団体および機関と協力する。

第 5 条 本会は学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を出し、参考資料を提供するが、学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。

第 IV 章 (会 員)

第 6 条 本会の会員は生徒の保護者、学校長および教職員とする。

第 V 章 (会 計)

第 7 条 本会の経費は会費、事業収入、および寄附金をもって支弁する。会費の額および資金獲得の種類を決定する場合は、総会における承認を得なければならない。

第 8 条 会費は月額 400 円とする。但し教職員はこれを免除する。

第 9 条 本会の資産は第 II 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終る。

第 VI 章 (委員および役員)

第 11 条 本会の委員は次のとおりとする。

1. 保護者より 1 学年につき 12 名選出する。
2. 教職員中より選出された若干名
3. 専門委員として委嘱を受けた若干名

第 12 条 本会の役員は次のとおりである。

- |         |                 |        |                |
|---------|-----------------|--------|----------------|
| 1. 会 長  | 1 名 (保護者より)     | 2. 副会長 | 3 名 (内教頭 2 名)  |
| 3. 書 記  | 3 名 (内学校総務 1 名) | 4. 会 計 | 3 名 (内事務長 1 名) |
| 5. 会計監査 | 3 名             |        |                |

第 13 条 役員は委員会で推薦し総会で決定する。

第 14 条 役員および委員の任期は 1 ヶ年とし再選を妨げない。

第 15 条 校長は本会の顧問とし、すべての会に出席することができる。

資料

## 令和5年度 PTA会計決算書

令和6年4月19日

収入済額 3,700,635円 支出済額 2,789,275円 差引残額 911,360円

(翌年度へ繰越し)

## 収入の部

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入増減額 (B-A)	備考
会費	2,851,200	0	2,851,200	2,750,940	△100,260	
雑収入	0	0	0	0	0	
繰越金	949,695	0	949,695	949,695	0	前年度からの繰越金
合計	3,800,895	0	3,800,895	3,700,635	△100,260	

## 支出の部

(単位:円)

科目	当初予算額	補正予算額	流用増減額	予算現額	支出済額	差引残額	備考
運営費	1,710,000	0	0	1,710,000	1,180,621	529,379	(PTA活動経費)
会費費	15,000	0	0	15,000	11,447	3,553	委員会等の会議に要する経費
広報費	250,000	0	0	250,000	205,480	44,520	PTA会報「あいなだ」印刷費
旅費	220,000	0	0	180,000	125,675	54,325	全国大会、東海大会
需用費	265,000	0	0	230,000	197,097	32,903	総会資料の印刷費、事務消耗品
役員費	80,000	0	0	80,000	54,982	25,018	施設賠償保険、切手、郵送料
慶弔費	80,000	0	0	80,000	46,090	33,910	喪葬規程による経費
負担金	400,000	0	0	400,000	326,316	73,684	県高P連会費、全国高P連賠償責任補償制度掛金
研修費	400,000	0	0	400,000	213,594	186,406	企業見学
事業費	2,080,000	0	0	2,080,000	1,608,654	471,346	(学校復讐的経費)
部活動等支援費	800,000	0	20,000	820,000	815,700	4,300	平日時間外部活動指導等支援金、消耗品購入
報償費	10,000	0	0	10,000	0	10,000	部活動外部指導者報酬
旅費	350,000	0	0	350,000	342,345	7,655	時間外部活動指導等の旅費
需用費	740,000	0	△20,000	720,000	351,251	368,749	コピー紙、消耗品、印刷費等
所定支払金	100,000	0	0	100,000	86,638	13,362	大会、研究会等の参加経費
使用料及び賃借料	80,000	0	0	80,000	12,720	67,280	生徒移送用の多分多一代
予備費	10,895	0	0	10,895	0	10,895	
予備費	10,895	0	0	10,895	0	10,895	
合計	3,800,895	0	0	3,800,895	2,789,275	1,011,620	

## 監査報告

令和6年4月19日 上記の決算については、諸帳簿及び預金通帳を精査したところ適正且つ正確であることを認めます。

監査